

議員提出議案第4号

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

このことについて、地方自治法第112条第2項及び生駒市議会会議規則第
13条の規定により、上記の議案を提出する。

令和2年5月18日

提出者	白本和久
賛成者	吉波伸治
〃	中浦新悟
〃	浜田佳資
〃	恵比須幹夫
〃	山田耕三
〃	上村京子
〃	中嶋宏明

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

生駒市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年6月生駒市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（政務活動費に関する特例措置）

- 3 令和2年10月から令和3年3月までの半期に属する月数分の政務活動費は、第3条第1項の規定にかかわらず、交付しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。